

1 会則

全国公立学校教頭会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、全国公立学校教頭会（略称 全公教）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、東京都港区愛宕一丁目6番7号愛宕山弁護士ビル401号におく。
- 第3条 本会は、各都道府県教頭会・副校長会及び政令指定都市教頭会・副校長会相互が緊密な協調を保ち、会員の資質を高めるための研修を推進し、教育の向上進展に寄与するとともに、会員の地位向上を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- (1) 学校管理運営、その他教育上の諸問題についての研究調査に関すること。
 - (2) 研究大会の開催、研究物の刊行に関すること。
 - (3) 副校長・教頭の地位向上と福利厚生に関すること。
 - (4) 教育関係諸機関・諸団体との連携に関すること。
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

- 第5条 本会は、都道府県及び政令指定都市にある公立学校教頭会・副校長会をもって組織する。
- 2 北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州の各ブロック教頭会と緊密な連携を図る。
 - 3 長野県においては、県教頭会が存在していないため、特別に個人での入会を認める。

第3章 役員・専門部員・理事・会計監査

- 第6条 本会に、役員（会長、副会長、庶務、会計、専門部長）・専門部員・理事及び会計監査をおく。
- (1) 会長 (2) 副会長 (3) 庶務 (4) 会計 (5) 専門部長 (6) 専門部員
 - (7) 理事 (8) 会計監査
- 第7条 役員・専門部員及び会計監査は、理事会で会員の中から選出し、総会がこれを承認する。
- 第8条 理事は、各单位教頭会・副校長会から組織代表として1名とする。
- 2 理事が1名の単位教頭会・副校長会の理事が、議長、記録を担当するときは、別にオブザーバー（会員）1名の参加を認める。
 - 3 オブザーバーは理事会において、議決権を持たない。
- 第9条 役員・専門部員・理事・会計監査の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 庶務は、会の庶務に関する事務を整理し、業務を執行する。
 - (4) 会計は、会の会計に関する事務を整理し、業務を執行する。
 - (5) 各専門部員は、専門部長を互選し、役員会および理事会から委任された事項及び担当する会務の執行にあたる。
 - (6) 理事は、理事会を構成して、会の重要事項について審議し、決定する。

- (7) 会計監査は、会の経理について年2回以上監査し、総会や理事会等に報告する。
- 第10条 役員・専門部員・理事・会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 欠員補充の役員・専門部員・会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員・専門部員・会計監査は、任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

第4章 機 関

第11条 本会に次の機関をおき、会長がこれを招集する。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 役員会

第12条 総会は、会の最高議決機関であり、年度当初開く。但し、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 2 総会は、代議員をもって構成する。
- 3 代議員は、都道府県ごとに会員300名まで1名。300名をこえたときは、300名につき1名とし、端数が150名以上の場合1名を加える。
- 4 総会は、委任状を含めて代議員の過半数の出席で成立する。議長は、代議員の中から選出し、議事は、出席者の過半数で決定する。
- 5 総会では、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 会務、事業及び決算の報告、事業並びに予算の承認。
 - (2) 役員、専門部員及び会計監査の承認。
 - (3) 会則の変更。

第13条 理事会は、総会につぐ議決機関で年3回開く。

- 2 理事会は、委任状を含めて理事の半数以上が出席して成立する。
- 3 理事会では、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 総会から委任された事項。
 - (2) 役員・会計監査の選出に関する議案。
 - (3) 総会に提出する議案。
 - (4) 規則・規程等の変更。
 - (5) その他会務に必要な重要事項。

第14条 役員会は、会務の執行機関で、年12回開く。

- 2 役員会では、次の事項を審議し、執行する。
 - (1) 会務の執行に関する企画運営等に必要な事項。
 - (2) 各機関から委任された事項。
 - (3) 各機関に提出する議案に関する事項。
 - (4) 各専門部及び事務局に関する事項。
 - (5) その他会務に必要な事項。

第15条 本会の会務を処理するために、次の専門部をおく。

総務・調査部 若干名
研究部 若干名 広報部 若干名

- 2 各部の運営については、別に定める。

第16条 本会の会務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局に関しては別に定める。

第5章 研究大会

第17条 本会は、年1回、全国研究大会を開催する。

- 2 研究大会の運営等については別に定める。

第6章 会 計

第18条 本会の経費は、単位教頭会・副校長会の負担金（会費）・拠出金（新入会費）、補助金、運営活動資金積立金、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 運営活動資金積立金の取扱いは、別に定める。
- 3 負担金は、会員1名につき年額4,600円の割とし、当該年度の6月末までに事務局に納める。
- 4 年度の新会員は、拠出金として6,000円を当該年度の7月末までに事務局に納める。
- 5 臨時負担金は、理事会で定める。

第19条 本会の会計は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第7章 顧問会

第20条 本会の組織強化及び活動の維持・充実をサポートするために顧問会をおく。

- 2 顧問会に関しては別に定める。

(附 則)

- 1 本会の目的にそった運営を円滑厳正にするため、別に規則、規程、細則を定める。
規則、規程は、理事会で審議し決定する。細則は、役員会で決定し、理事会の承認を受ける。
- 2 この会則は、昭和36年8月11日より施行する。

昭和36年8月11日

昭和39年4月1日一部改正

昭和45年4月1日一部改正

昭和47年4月1日一部改正

昭和48年4月1日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和53年4月1日一部改正

昭和57年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成9年6月18日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成15年6月13日全面改正

平成21年6月1日一部改正

平成22年6月4日一部改正

平成23年6月3日一部改正

平成26年6月6日一部改正

平成28年6月3日一部改正

平成29年6月2日一部改正

平成30年6月1日一部改正

令和2年6月5日一部改正

令和3年6月4日一部改正